

総務部におけるハラスメント申立事案について

【経緯】

- 令和7年 9月30日 総務課へ総務部職員から課内ハラスメントについて申立
令和7年10月 2日 総務課による申立職員への聞き取り実施
令和7年10月 3日 総務部職員 Aさんが自ら命を絶つ
令和7年10月22日 第三者委員会設置
令和8年 1月22日 第三者委員会より調査結果報告書提出。Aさんの上司（以下B）による
課員に対する言動等がパワーハラスメントに該当すると認定された。

【懲戒処分】

処分対象者：総務部 課長級職員 B

処分内容：停職6月

処分発令日：令和8年2月6日付

処分の理由：

Aさんの死去はBによるハラスメントによって生じた職場環境の悪化、BにおいてAさんを含む職員の時間外勤務を承知していながら適切に申請をさせず、勤怠管理が不適切であった点及び、担務の調整などを適時に実施せず職員の安全配慮にあたることを怠った点に原因があり（報告書23頁）、地方公務員法第29条第1項第3号に該当するため。

第三者委員会によるハラスメント認定事項

- (1) 当課職員（C・Aさん・E）を「残業三兄弟」と呼んだ事実（8頁）
- (2) Eに対して業務の指示をする際、「どうせすぐ忘れると思うけど」との言葉を添えた事実（8頁）
- (3) Eにとって口外されたくない事項を不特定多数の職員が出入りすることが予想される場所で告知した事実（9頁）
- (4) E本人の同意なく、その極めて個人的かつセンシティブな情報を外部者に告知した事実（10頁）
- (5) Aさんを含む課員全員に対し、時間外勤務の上限を月30時間とする指導を継続した事実及び事前申請のない時間外勤務の実績申請を受け付けないと宣言した事実（11頁）

【関係職員の処分】

総務部長：減給1／10×3カ月（管理監督責任）

処分発令日：令和8年2月6日付

【市長・副市長の給与減額】

市長：2／10×3カ月

副市長：1／10×3カ月 ※条例改正案を3月議会に提出

【今後の対応】

第三者委員会による再発防止策の提言（29頁）を速やかに、確実に実施

- (1) 人員配置について、職務の性質や事情を踏まえた多面的かつ丁寧な検討を行うこと
- (2) 管理職に対する研修は、アップデートされた内容を継続的に実施し、職員が働きやすい職場環境を整え、職員のケアへの実効性を高められよう努めること
- (3) 人事評価者研修の継続的実施により、そのスキルアップに努めること
- (4) 管理者に対して時間外勤務の基本的な考え方を周知徹底し、勤怠管理のチェック体制を構築させること
- (5) 働く現場からの声やサインを適切に吸い上げ職員の安全管理に繋げるしくみとして、所属長と総務課の連携強化や、内部通報制度の設置等を検討すること